



審議会開催

～ 第 40 回寒川駅北口地区土地区画整理審議会 ～

平成 23 年 2 月 4 日（金）に寒川駅周辺整備事務所にて、第 40 回寒川駅北口地区土地区画整理審議会が開催されました。

内容としては 2 点の諮問を行いました。1 点目は土地区画整理評価員の選任について審議会への同意を求め、同意されました。

土地区画整理評価員とは、換地計画において清算金などの価格の評価について施行者に意見を述べる方で、土地の評価について精通している方として、藤沢税務署の評価専門官、法務局湘南支局長及び寒川町役場総務部長が評価員となっています。過日、法務局湘南支局長、寒川町総務部長の人事異動があったため、諮問を行いました。

2 点目は仮換地指定の内容について、意見を求めました。

今回は、7 - 2 街区及び 14 街区の一部について審議会の意見を聴いたところ、賛成多数で特に意見のない旨の答申がされました。



第 5 回事業計画変更

寒川駅北口地区土地区画整理事業は、現在まで、仮換地指定率は 9 割を超えていますが、駅周辺の工事や建物移転、工事完了後の事務手続等にもうしばらくの期間を要することから、事業計画の変更を行なったものです。

このことは、昨年全員協議会の際に触れましたが、内容としては事業期間の延伸と総事業

費の変更の 2 点となります。

1 点目の事業期間の変更は、事業終了年度が現在の平成 22 年度から平成 27 年度までと 5 年間の延伸となります。なお、この期間には、清算業務や、測量・登記事務等が含まれています。

2 点目の総事業費の変更は、現在の 138 億 7 千万円から 148 億 4 千万円となります。この理由としては、建物等の移転に伴い、仮住居・家賃減収などの補償や埋蔵文化財の発掘調査の費用などにより増えました。

～ お願い ～

地区計画の届出について

寒川駅北口地区には、都市計画法による「地区計画」が定められています。地区計画には、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の形態又は意匠の制限及び、かき又はさくの構造の制限の 6 つについての規制があります。

そのため、仮換地に建築物の新築・改築や工作物の建設などをされる方は、工事着手 30 日前までに、寒川駅周辺整備事務所にて事前に届出していただくようお願いいたします。

建築物の新築・改築などの場合は、届出がなされませんと建築基準法による建築確認申請が受理されませんが、工作物の建設の場合は、建築確認申請が不要な場合があり、届出をされずに着手される方がいます。

なお、工作物の建築とは、ブロックやフェンスの設置工事、アスファルト舗装工事などのことをいいます。ご協力お願いいたします。



駅前広場開設へ

～平成23年4月20日(水)より～

現在、寒川駅北口駅前広場の工事を行っていますが、工事完了後の平成23年4月20日に寒川駅前広場の利用ができるようになります。

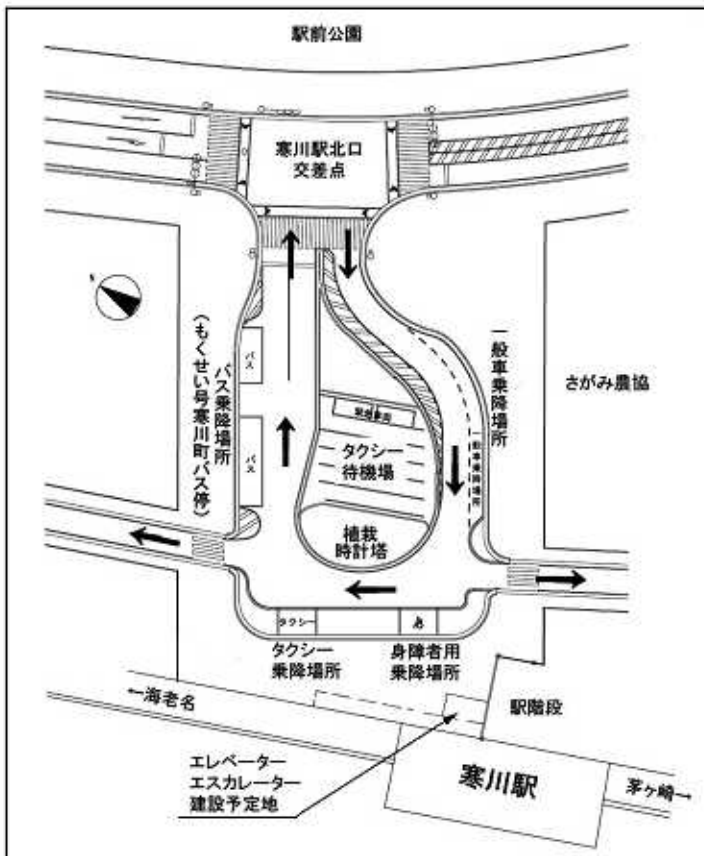
駅前広場内には、バス、タクシー、身障者用、及び一般車用の乗降場所が分かります。また、タクシー待機場、植栽、時計塔なども配置されます。(右面図参照)

また、平成23年度中に、エスカレーター、エレベーターの設置工事及びバス、タクシー、身障者用の乗降場所の屋根やベンチの設置工事を行う予定となっています。

駅周辺の関係者や利用者の方々には、もう暫くご迷惑におかけしますが、安全に配慮した工事を行いますので、ご協力をお願いします。



駅前広場図



通行形態が変わります

～駅前通り～

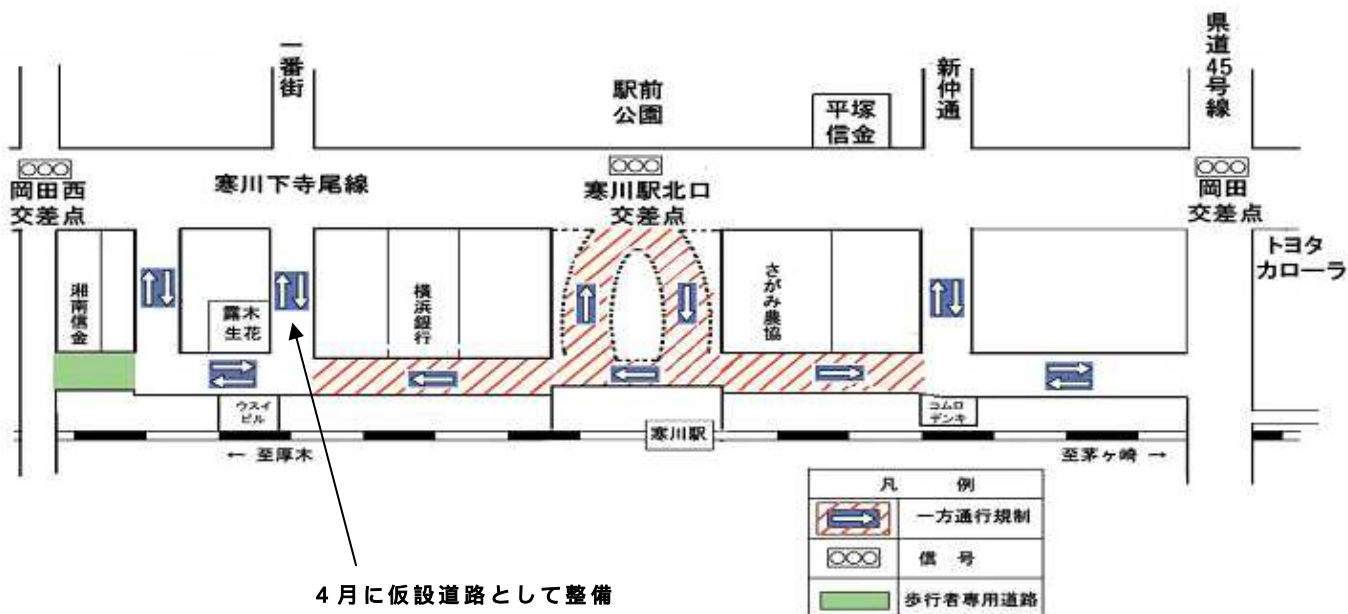
寒川駅前広場の開設に伴い、駅周辺の交通形態が一部変更になります。(下図参照)

お車で寒川駅北口にアクセスするためには、新たに設置される寒川下寺尾線の「寒川駅北口」

交差点信号より進入し、時計周りに通行することになります。

その後は、広場内を一周して寒川下寺尾線に出入りいただくか、従来の駅前通りへ進んでいただくことになります。

駅前通りから広場に進入することはできませんので、ご協力よろしくをお願いします。



4月に仮設道路として整備

